サービス利用の流れ

利用者

利用者から市へサービス利用の相談・申請

市から利用者へサービス等利用計画案等の提出の案内

利用者

利用者が相談支援事業所へサービス等利用計画（障がい児支援利用計画）の作成を依頼し、作成について契約を結ぶ

相談支援事業所が利用者へ聞き取りを行い、サービス等利用計画（障がい児支援利用計画）の案などを作成し、市へ提出

市の調査員による聞き取り調査（※利用計画案とは別の調査）

障がい支援区分の認定

市がサービスの支給決定・受給者証発行
（※調査員の調査とサービス等利用計画案等を参考にします）

利用者

受給者証が届いたことを相談支援事業所へ連絡

利用者

利用予定の事業所とサービス利用契約を結ぶ

相談支援事業所が、関係するサービス事業所との連絡調整を行い、支給決定の内容をもとにサービス等利用計画（障がい児支援利用計画）を作成し、市へ提出

利用者

サービスの利用開始

サービス等利用計画（障がい児支援利用計画）で定めた時期に、相談支援事業所が、計画の見直しを実施

利用者

利用者負担の支払